

令和7年第3回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和7年9月3日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 6 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第 7 号	健全化判断比率の報告について	2
報告第 8 号	資金不足比率の報告について	
議案第 6 9 号	訴えの提起について	4
議案第 7 0 号	損害賠償の額を定めることについて	6
議案第 7 1 号	町道路線の変更について	9
議案第 7 2 号	町道路線の認定について	12
議案第 7 3 号	四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第 7 4 号	四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 7 5 号	四万十町税条例の一部を改正する条例について	22
議案第 7 6 号	令和 7 年度四万十町一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 7 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 8 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 7 9 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 0 号	令和 7 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 1 号	令和 7 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 2 号	令和 7 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 3 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 4 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 5 号	令和 7 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 6 号	令和 7 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 8 7 号	令和 6 年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	29
認定第 1 号	令和 6 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	別冊

■報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

学校現場で発生した公文書の不適切管理による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定により専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【事案の内容】

概 要	勤務評価に関する書面データについて、学校内の他の職員も閲覧できる状態で保存していたため、令和6年11月29日に相手方が閲覧したことにより、加療30日を要する適応障害を生じさせたもの。
専 決 処 分 日	令和7年8月7日
損 害 賠 償 額	226,052 円 内訳（休業損害 137,888 円、通院慰謝料 183,871 円及び診断書代 2,200 円から職員共済組合傷病手当 97,907 円を除いた額）
相 手 方	

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

3～6 （略）

■報告第7号 健全化判断比率の報告について

■報告第8号 資金不足比率の報告について

【要旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）により、令和 7 年度に算定した令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率（「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の 4 指標）及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

なお、比率の算定にあたっては、比率の客観性及び正確性を確保する観点から、比率を議会に報告する前に監査委員の審査に付すこととされており、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに各比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならない。」とされています。

また、各指標には財政規模などによって次のとおり基準が定められており、基準以上となった場合は計画の策定と自主的な改善努力による財政の健全化や、国等の関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（又は算定されない）ほど、財政状況が健全であることを示しています。

健全化判断 比 率	早期健全化 基 準	いずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。
	財 政 再 生 基 準	いずれかが財政再生基準以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。
資 金 不 足 比 率	経営健全化 基 準	経営健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。

【算定結果の概要】

本町における健全化判断比率等は、いずれも基準を下回っており、現時点では適正な水準にあるといえます。

なお、算定結果の詳細については、別添の公表資料「令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」のとおりとなっています。

注) 下表(1)(2)の早期(経営)健全化基準及び財政再生基準は、いずれも令和6年度決算に対する基準を表示しています。

(1) 健全化判断比率

指 標		四 万 十 町		早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
		6 年度決算	5 年度決算		
健 全 化 判 断 比 率	① 実質赤字比率	— (▲ 2.38) %	— (▲ 4.60) %	13.54 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	— (▲ 8.26) %	— (▲ 10.35) %	18.54 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率	7.1 %	6.6 %	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	— (▲ 76.6) %	— (▲ 79.8) %	350.0 %	

※1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも「—」で表示しています。

※2 参考として、黒字比率等を下段()書きに▲で表示しています。

(2) 資金不足比率

指 標	公 営 企 業 会 計 名	四 万 十 町		経営健全化 基 準
		6 年度決算	5 年度決算	
⑤ 資 金 不 足 比 率	水 道 事 業 会 計	— %	— %	20.00 %
	下 水 道 事 業 会 計	— %	— %	

※3 資金不足額がないため「—」で表示しています。

■議案第69号 訴えの提起について

【要旨】

普通財産貸付料の滞納者に対し、以下のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

【事件の概要】

普通財産の賃貸借契約に係る令和5年6月から令和6年8月分までの貸付料の滞納について、再三にわたり催告書を送付してきたが納付されず、相手方と納付に向けた協議を重ねてきたが進展がなく、今日に至るまで納付がなかったため、滞納貸付料の支払いを求める訴訟を高知地方裁判所須崎支部へ申し立てます。

【訴えの内容】

相手方	四万十町 [REDACTED]（送達住所 [REDACTED]） [REDACTED] [REDACTED]
訴えの旨	四万十町は、相手方に対し、次のとおり請求する。 (1) 普通財産貸付料 2,759,000 円の支払 (2) 訴訟費用の支払
訴訟遂行の方針	(1) 税務課職員及び十和地域振興局地域振興課職員を訴訟代理人と定める。 (2) 上記の訴訟において一括納付を原則とするが、相手方より適当と認める分納条件が提示されれば和解もありえる。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1～11 （略）

12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、

和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

13～15 （略）

【要旨】

【内容】

発 生 場 所	四万十町秋丸地区 町道秋丸弘瀬線（旧道分岐付近）
概 要	令和7年6月 22 日午前7時 45 分頃、町道秋丸弘瀬線で町道維持管理委託業務を締結している秋丸地区が作業中に草刈り機で跳ね上げた砂利が、隣接する国道 381 号線を大正方面から窪川方面へ通行中の車両に直撃し損傷させたもの。
損 害 賠 償 額	538,550 円 内訳（修繕費 395,000 円 代車料金 143,550 円）
相 手 方	四万十町 [REDACTED] [REDACTED]

〔位置図〕



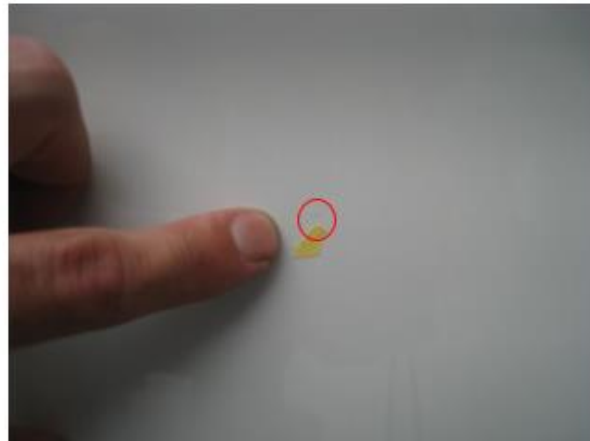
事故発生箇所←



〔損傷状況（○損傷箇所）〕



【損傷状況（拡大）】



〔修繕費内訳〕

バンパカバー取替：55,605 円 フロントガラス取替：129,965 円
 塗装費用：115,918 円 その他脱着取替等：93,512 円 合計 395,000 円

※修繕費の内訳は、三井住友海上火災保険㈱から修理業者宛に提出された見積書より抽出。

〔町道維持管理委託業務について〕

令和 7 年 5 月 29 日付で秋丸地区と町道維持管理委託業務契約を締結している。

事故は 1 回目の作業中に起きたものであり、事故発生当時、作業者は 1 人でナイロンコードによる草刈り機で作業を行っていた。事故については、直進してくる車両に気づくことができなかったということである。

・町道維持管理委託業務契約(抜粋)

(損害賠償)

第 9 条 (略)

2 甲は、乙の業務にかかる事故に関する補償については、甲が加入する損害賠償保険の補償額を限度として、公序良俗に反しない限りその他の責務を負わないものとする。

【根拠法令】

地方自治法 (抜粋)

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)・(15) (略)

2 (略)

■議案第71号 町道路線の変更について

【要旨】

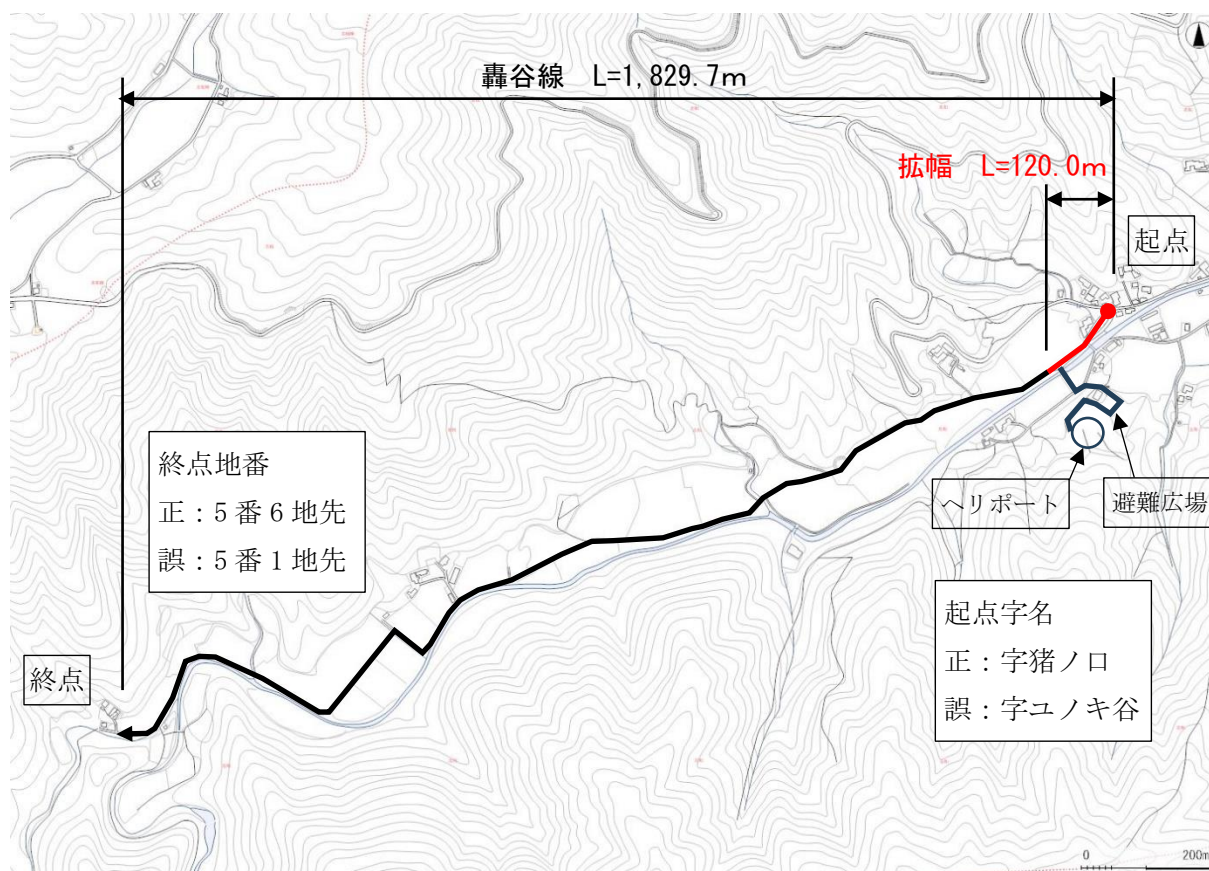
町道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

〔轟谷線〕

当該路線は、県道志和仁井田線から志和郷地区避難広場及び志和ヘリポートへ接続する重要な路線であり、拡幅工事を実施したため道路の区域を変更しようとするものですが、その告示を行うにあたり、起点の字名及び終点の地番に誤りがありましたので訂正するものです。（認定基準第10号該当）

路線概要

整理番号	542	
路線名	轟谷線	
変更前後	変更前	変更後
延長	1,829.7m	1,829.7m
起点地番	志和字ユノキ谷 227 番 1 地先	志和字猪ノ口 227 番 1 地先
終点地番	志和字古田 5 番 1 地先	志和字古田 5 番 6 地先

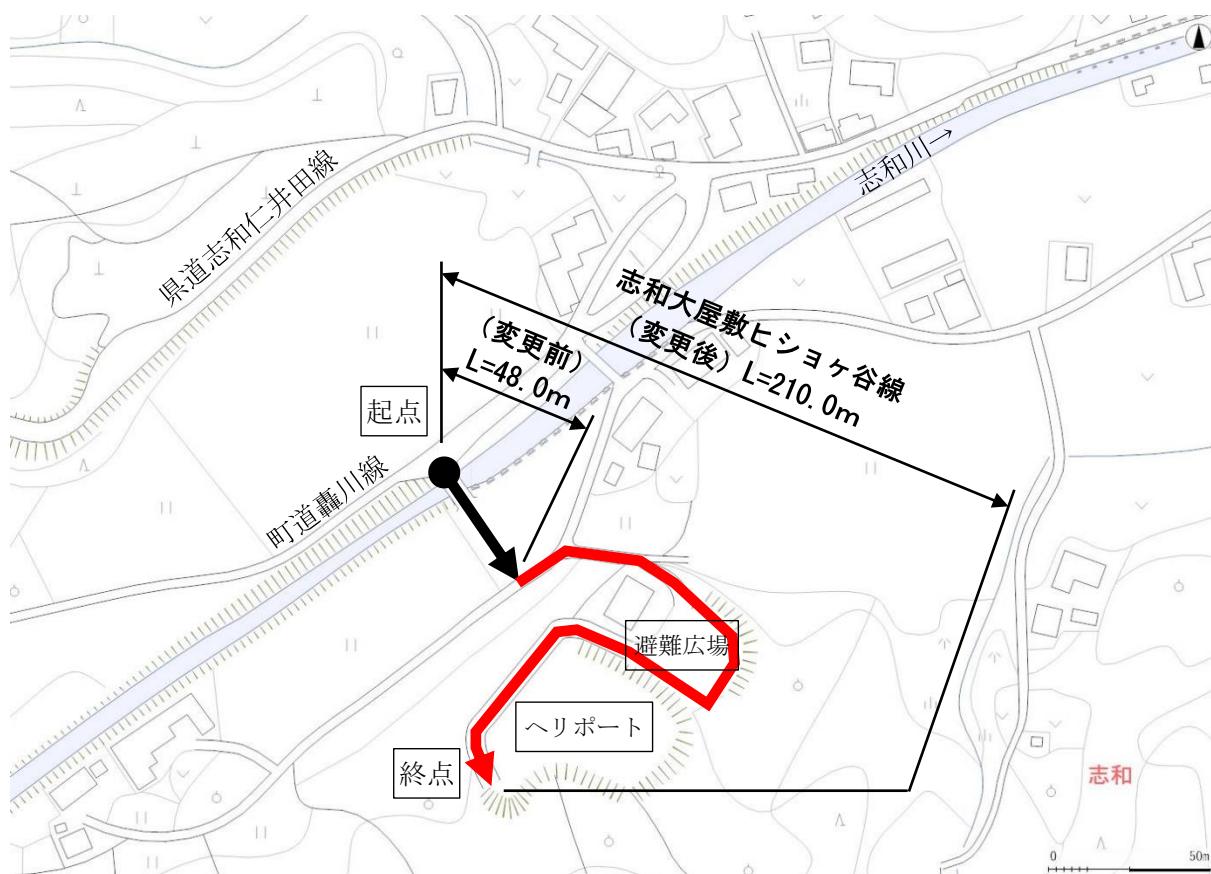


[志和大屋敷ヒシヨケ谷線]

当該路線は、志和川左岸側から志和郷地区避難広場へ接続する避難路及び志和ヘリポートへ接続する道路として町が整備した路線であり、既に町道認定されている当該路線の終点を変更することにより町道に編入し、維持管理を図るものです。（認定基準第10号該当）

路線概要

整理番号	582	
路線名	志和大屋敷ヒシヨケ谷線	
変更前後	変更前	変更後
延長	48.0m	210.0m
起点地番	志和字大屋敷 195 番 3 地先	志和字大屋敷 195 番 3 地先
終点地番	志和字栗ノ木サコ 1003 番 6 地先	志和字ヒシヨケ谷 1095 番 3 地先



【根拠法令】

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （略）

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

四万十町町道の認定基準に関する規程（平成18年四万十町告示第47号）（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 3戸以上の住宅が接しているもの
- （9） 現道の平均幅員が2.0メートル以上であるもの
- （10） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

■議案第72号 町道路線の認定について

【要旨】

町道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

[志和西ノ前旧薬師寺門前線]

当該路線は、志和浦地区より町道認定の要望があった路線で、志和浦地区の主要な町道である学校前線と薬師寺門前線を接続する重要な生活道路であるため、町道に認定し、維持管理を行うものです。（認定基準第7号及び第8号該当）

路線概要

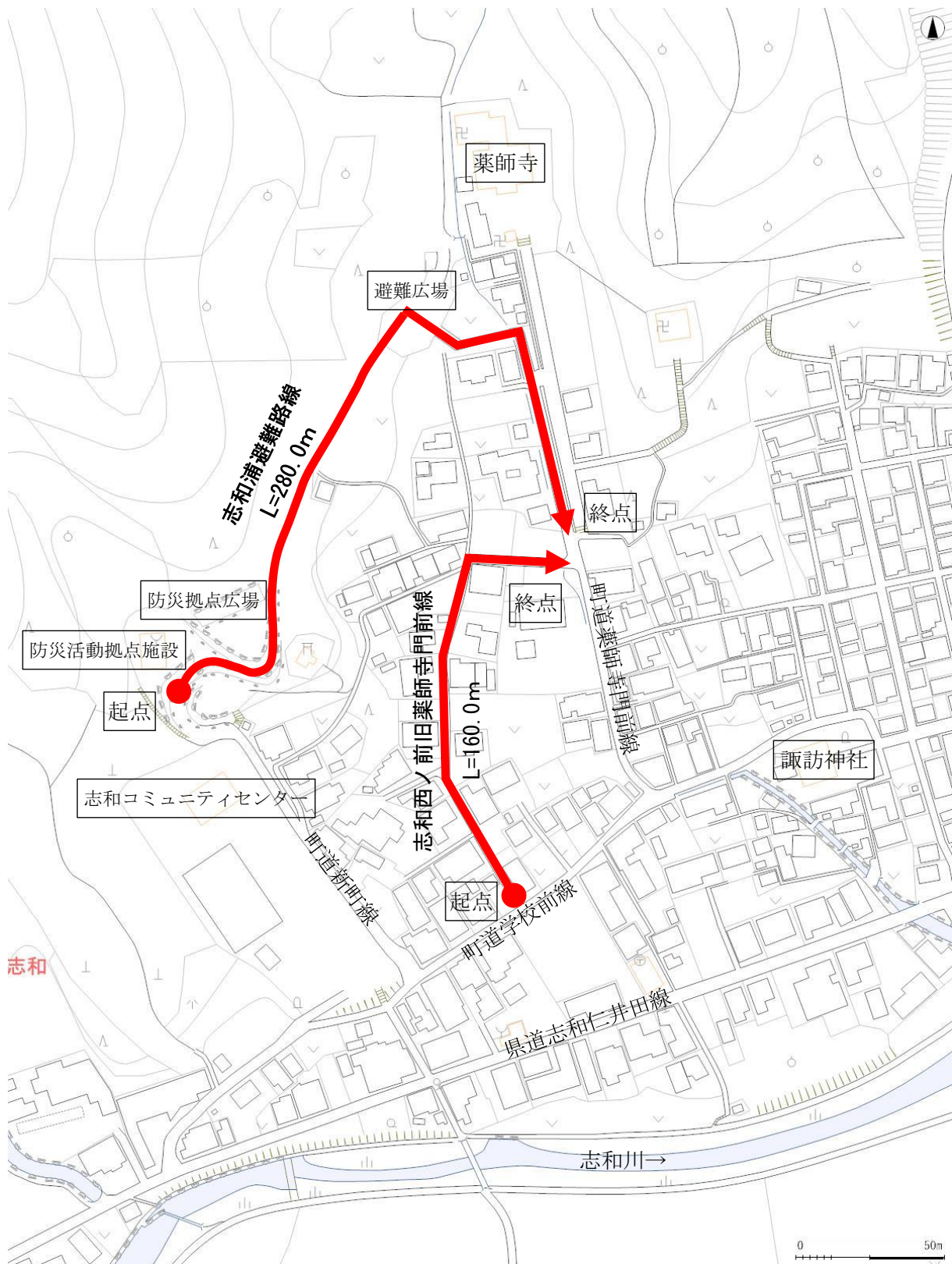
整理番号	721	延長
路線名	志和西ノ前旧薬師寺門前線	
起点地番	志和字西ノ前458番1地先	160.0m
終点地番	志和字旧薬師寺門前491番地先	

[志和浦避難路線]

当該路線は、志和浦地区避難広場及び志和地区防災拠点広場への避難路として町が整備した路線であり、また志和防災活動拠点施設へ接続する重要な路線でもあるため、町道に認定し、維持管理を行うものです。（認定基準第10号該当）

路線概要

整理番号	722	延長
路線名	志和浦避難路線	
起点地番	志和字西ノ前444番1地先	280.0m
終点地番	志和字土居ノ谷477番地先	

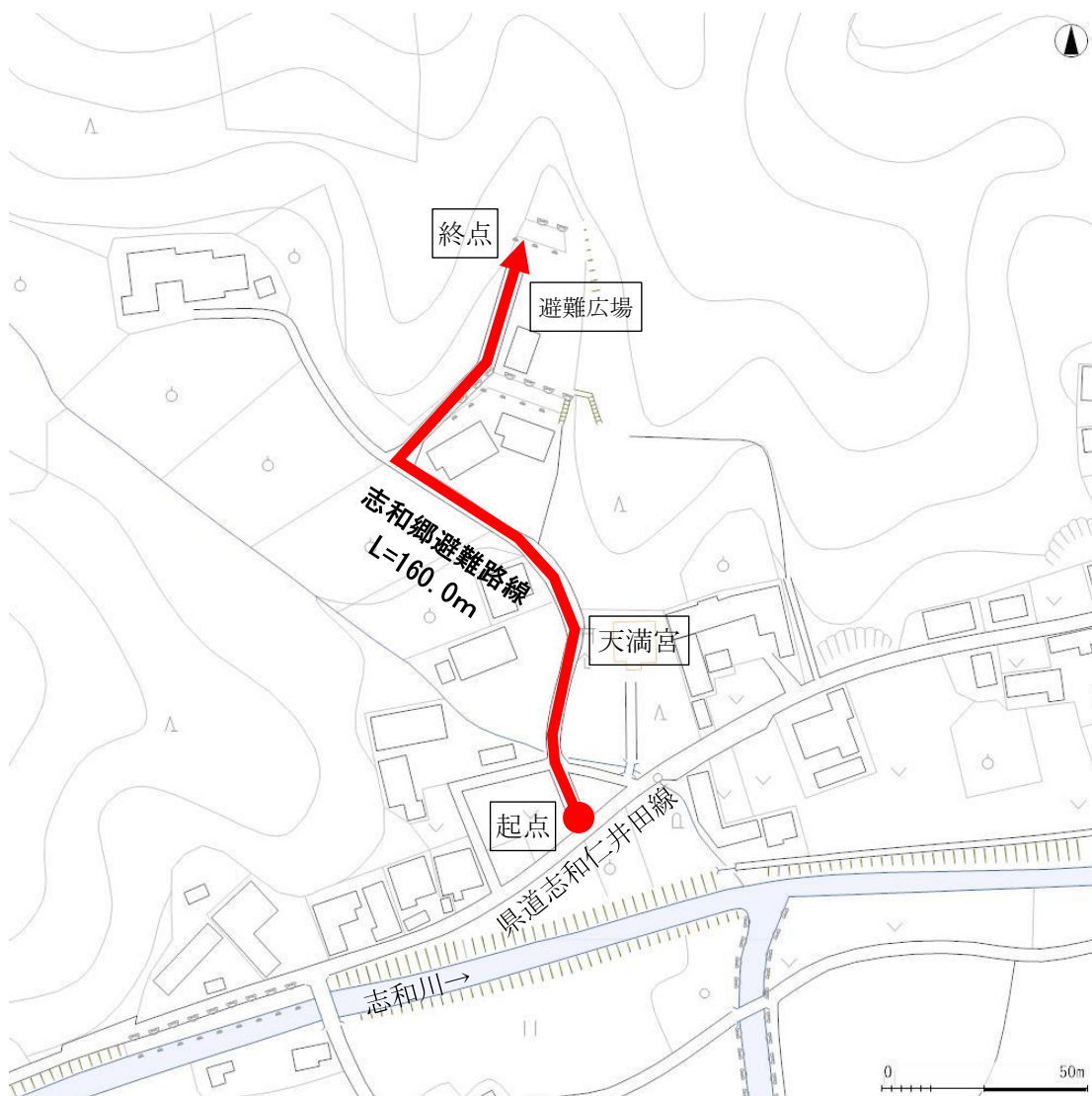


[志和郷避難路線]

当該路線は、志和郷地区避難広場への避難路として町で整備した路線であり、沿線住民の生活道路としても利用されていることから、町道に認定し、維持管理を行うものです。(認定基準第 10 号該当)

路線概要

整 理 番 号	723	延 長
路 線 名	志和郷避難路線	
起 点 地 番	志和字古城ノ下 283 番 1 地先	160.0m
終 点 地 番	志和字天神ノ下 1030 番地先	



【根拠法令】

議案第 71 号に同じ

■議案第73号 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

【要旨】

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行により、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を講じるため、四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号）の一部を改正するものです。

【主な改正内容】

◆条例第19条の3（今回新設）

妊娠、出産等についての申し出をした職員に対する意向確認等

○妊娠、出産等についての申し出があった場合

- ・仕事と育児の両立に資する制度や措置（出生時両立支援制度等）の情報提供
- ・出生時両立支援制度等の請求、申告、申出に係る職員の意向確認
- ・出生後、子の心身の状況や仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資するための申出職員の意向確認

○3歳に満たない子を養育する職員に対する措置

- ・仕事と育児の両立に資する制度や措置（育児期両立支援制度等）の情報提供
- ・育児期両立支援制度等の請求、申告、申出に係る職員の意向確認
- ・3歳に満たない子の心身の状況や仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資するための申出職員の意向確認

【施行期日】

令和7年10月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(介護休暇) 第19条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の4第1項</u>）において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたる日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条の3 任命権者は、四万十町職員の育児休業等に関する条例（平成18年四万十町条例30号）第24条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 四万十町職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において</u>	(介護休暇) 第19条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の3第1項</u>）において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたる日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） 新設

改正後	改正前
「対象職員」という。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第19条の4</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第19条の5</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第19条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第19条の4</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

■議案第74号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行により、仕事と育児の両立を一層容易にするための措置を講じるため、四万十町職員の育児休業等に関する条例（平成18年四万十町条例第30号）の一部を改正するものです。

【主な改正内容】

◆条例第21条の2～第21条の5（今回新設）

○部分休業制度の拡充

部分休業について、現行の「1日につき2時間の範囲内で取得可」の形態に加え、「1年につき10日相当（77時間30分）の範囲内で取得可」の形態を新設し、職員はいずれかの形態を選択する。（条例で定める特別の事情が生じた場合は、形態を変更できる。）

現 行		改正後	
1日につき2時間の範囲内で取得可		①第1号部分休業 1日につき2時間の範囲内で取得可	
2時間		2時間	
		②第2号部分休業 1年につき10日相当（77時間30分）の範囲内で取得可	
		2時間以上（1日単位で取得することも可）	
		※①②のいずれかを選択	

【施行期日】

令和7年10月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する職を占める<u>次条において同じ。</u>） (2) (略) (<u>第1号部分休業の承認</u>) 第21条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号）第18条の規定に基づき規則で定める育児に関する特別休暇（以下「育児時間」という。）又は同条例第20条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものと	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） (2) (略) (<u>部分休業の承認</u>) 第21条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年四万十町条例第29号）第18条の規定に基づき規則で定める育児に関する特別休暇（以下「育児時間」という。）又は同条例第20条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

改正後	改正前
する。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に</u>	3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 新設 新設 新設

改正後	改正前
<u>定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10 を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3 項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第21条の 5 育児休業法第19条第3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3 項の規定による変更（以下「第3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第22条 職員が<u>育児休業法第19条第1 項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1 時間につき、同条例第28条に規定する勤務1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第23条 <u>育児休業法第19条第6 項において準用する育児休業法第5 条第2 項の条例で定める事由は、職員が第3 項変更をしたときとする。</u>	新設 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第22条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1 時間につき、同条例第28条に規定する勤務1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第23条 <u>第5 条の規定は、部分休業について準用する。</u>

■議案第75号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が令和7年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関係する四万十町税条例の一部を改正するものです。

【主な改正内容】

1. 個人町民税

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人住民税については「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、改正を行います。

（1）特定親族特別控除の創設

- ① 特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等）の創設
- ② 特定親族の前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に所得控除の適用

特定親族の前年の合計所得金額	所得控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

（2）給与所得控除の見直し（所得税と同様）

最低保障額：改正前 55万円 → 改正後 65万円

（3）扶養親族等に係る前年中の所得要件の見直し（所得税と同様）

改正前 48万円 → 改正後 58万円

〔施行期日〕

令和8年1月1日

2. 町たばこ税

加熱式たばこについて、紙巻たばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行います。

「重量」と「価格」によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、「重量」のみで換算する方式に見直します。また、軽量化による税負担の不公平が生じないように、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算します。

(1) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算します。

※1 1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算します。

(2) 上記(1)以外の加熱式たばこ

加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算します。

※2 品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものについては、加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算します。

※3 製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で、上記(1)に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されることが明らかなもの等については、上記※2は適用しません。

[施行期日]

令和8年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができている状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を四万十町公告式条例（平成18年四万十町条例第3号）第2条第2項に規定する揭示場に揭示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u>	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>四万十町公告式条例（平成18年四万十町条例第3号）第2条第2項に規定する揭示場に揭示して行う</u> <u>ものとする。</u> (納税証明事項)
第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

改正後	改正前
(町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、町長が定める様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～9 （略） （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	(町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、町長が定める様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額</u> の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 （略） （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

改正後	改正前
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族_____の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当に係る所得を有する者に限る。）） _____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初

改正後	改正前
に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～5 (略) 附 則	に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族_____の氏名 (4) (略) 2～5 (略) 附 則
(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例) 第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他のこれに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法	

改正後	改正前
(2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	

■議案第87号 令和6年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【要旨】

令和6年度四万十町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

【内容】

令和6年度四万十町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金2億5,607万6,954円のうち1,000万円を建設改良積立金に積立し、残額2億4,607万6,954円を翌年度に繰越すものです。

【理由】

将来の建設改良工事等を行うための財源に充てる目的で、利益に応じて積立てるもので、当年度純利益1,181万6,958円のうち1,000万円を建設改良積立金として積立て、残額の2億4,607万6,954円を翌年度に繰越し水道事業の運営資金とします。

【根拠法令】

地方公営企業法（抜粋）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3・4 （略）